

横浜市「ふるさと納税」返礼品取扱事業者募集 第1回質問に対する回答

ご質問いただいた内容について回答します。

No.	質問	回答
1	利用券を提供する場合、返礼品をメールにてご提供する事は可能でしょうか？	メールで提供することはできません。 宅配便、レターパックなど記録が残る方法で実際に発送してください。
2	返礼品に追加で、無料の試供品を提供する事は可能でしょうか？	「横浜市への「ふるさと納税」に係る返礼品発送業務に関する共通仕様書」8（3）に記載のとおり、返礼品取扱事業者は、返礼品発送時に、自らの事業（商品）に係るパンフレットを同封することができます。自社試供品を返礼品に同封したい場合は、その内容も含めた提案としてください。 また、協賛企業等による試供品を同封することはできません。
3	食品の場合、品の産地は、輸入物でも出品可能でしょうか。	品の産地が輸入品の場合は、製造・加工等の工程のうち、主要な部分（品の付加価値または重量の50%以上の加工）を横浜市内で行ってなければなりません。なお、製造・加工等は、実質的な変更を加える加工又は製造であることが必要です。（総務省「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」問14参照）
4	当社からの請求は、様式1の「返礼品の価格」を請求し、その金額が支払いされるのですか？ （手数料等はひかれないのか）	ふるさと納税ポータルサイト掲載料やクレジットカード決済手数料などの負担はありません。返礼品採用決定後に市と締結する単価契約の額をもとにお支払いします。
5	役務 食事 に関して、食事券は返礼品として可能か	市内で提供されるもので、横浜ならではの要素がある食事プランの食事券が対象です。
6	提案商品の写真が、きれいなものがなく、自社で撮影したものしかもっていない。採用されてから改めてきれいな画像の提出は可能か。	応募写真は、ポータルサイトに掲載するのみならず、審査項目となります。採用決定後に掲載写真の変更は可能ですが、応募の段階で商品の魅力が伝わる写真を提出してください。
7	1種類の品物について、MサイズとLサイズなどのサイズ展開がある場合、1つの品物として、寄附者にサイズを選んで返礼品の申し込みをしていただくことは可能か。	1つの返礼品の中で、サイズ違いの展開は可能です。 一方、色違い、形違い、柄違いなどは、別の返礼品として、提案してください。